

中小企業事業主向け

最低賃金 ワン・ストップ無料相談

社会保険労務士や経営コンサルタントが中小企業事業主の次のような悩みについて無料でワン・ストップで、相談対応・専門家派遣いたします。

経営課題

(販路開拓、新規事業開拓、資金調達など)

労務管理

(最低賃金の引上げに向けた制度の説明、賃金制度や労働時間制度の見直しなど)

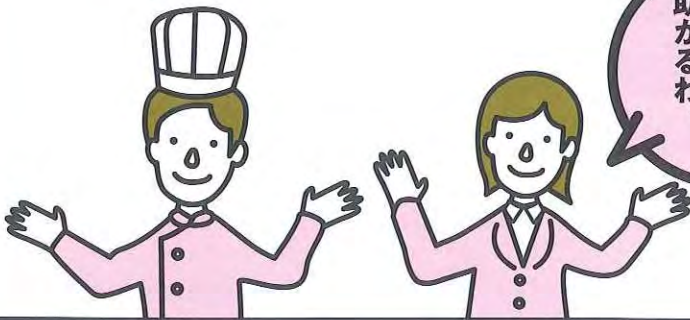
まずは最低賃金総合相談支援センターへ！



悩める経営者の
チカラになります。

中小企業に
とっては
心強いね！

無料で相談
できるなんて
助かるわ。



厚生労働省

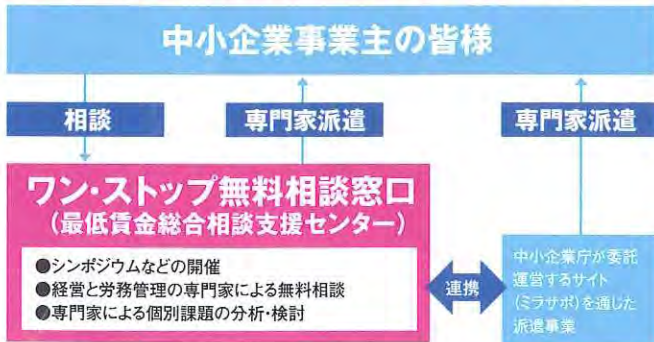
最低賃金引上げに向けた中小企業専門家派遣・相談等支援事業 (都道府県労働局委託事業)

最低賃金

ワン・ストップ無料相談とは？

最低賃金の引上げに向けて中小企業事業主の皆さまを支援する事業です。最低賃金引上げを行うには、生産方法や販売方法を改善して売上げを伸ばすとともに、賃金・労働時間制度、安全衛生管理などの見直しも必要になることがあります。こういった中小企業事業主が抱えるさまざまな経営、労務管理の課題を明らかにし、問題解決を支援するため、ワン・ストップで無料相談に応じる場を全国に設けています。

中小企業専門家派遣・相談等支援事業



ご相談の一例

経営に関する相談の例

- (1) 販路開拓
- (2) 新規事業
- (3) 技術指導
- (4) 資金調達
- (5) マーケティング
- (6) IT活用による経営力強化
- (7) 支援制度の案内など

労務管理に関する相談の例

- (1) 賃金・退職金・労働時間制度の見直し
- (2) 就業規則（賃金規定等）の改正
- (3) 高齢者雇用
- (4) 人材育成
- (5) 労働安全衛生対策
- (6) 業務改善助成金などの厚労省関係支援制度などのご案内

社会保険労務士や経営コンサルタントなどの専門家の派遣

中小企業事業主の皆さまから、課題解決のための専門家派遣のご要望があった場合に、最低賃金総合相談支援センターまたは中小企業庁が委託事業として運営する支援ポータルサイト（ミラサポ）を通じ派遣された専門家が、事業場の実態を把握、分析した上で、具体的な課題解決手法を提案いたします。

※相談内容や会社の情報が他に漏れることは一切ありません。

ワン・ストップ無料相談の窓口はこちら

長崎県最低賃金総合相談支援センター

〒850-0027

長崎市桶屋町50-1 杉本ビル3階B

長崎県社会保険労務士会内

TEL.095-821-4454



最低賃金についての問合せ窓口はこちら

長崎労働局労働基準部賃金室

〒850-0033 長崎市万才町7-1 住友生命長崎ビル6階

TEL.095-801-0033



●厚生労働省ホームページアドレス
<http://www.mhlw.go.jp/>

●最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>



リサイクル適性(A)

この印刷物は、印刷物の紙へリサイクルできます。

(H26.5)